

4 肢体不自由者を対象とする 特別支援学校

運動機能に障がいのある児童生徒が、可能な限り自分の力で生活を送ることができるよう、教科の学習のほか、身体の動きやコミュニケーション能力等の向上に関する教育を行っています。



■自立活動（小学部）

5 病弱者を対象とする 特別支援学校

慢性疾患や身体虚弱のため、医療又は生活に規制が必要な児童生徒を対象にして、病院との連携を密にしながら、教科の学習のほか、病気の回復や克服のための知識や習慣等を身に付ける教育を行っています。



■総合的な探究の時間（高等部）

訪問教育

障がいの状況が重度であるか又は重複しているため、学校へ通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して家庭や病院に教員が出向いて教育を行っています。

（週2～3回、1回2時間程度）

（県立14校）

医療的ケア

たんの吸引、経管栄養、導尿等医療的ケアが必要な児童生徒のために看護師を配置し、主治医等の診療情報提供書に基づいた指導医による指示で医療的ケアを行っています。

（県立15校 市立1校）

寄宿舎

遠距離で通学が困難な児童生徒のために寄宿舎を設置しています。寄宿舎では、家庭的な雰囲気の集団生活により、基本的な生活習慣や社会性が身に付くよう、寄宿舎指導員や舎監がきめ細かな支援を行っています。

（県立4校）

スクールバス

一人で通学することが難しい児童生徒のために、特別支援学校にスクールバスを整備しています。

バスの中では、添乗員が健康・安全面に細かい注意を払って支援にあたります。また、肢体不自由のある児童生徒のため、リフトやスロープ付きのバスも整備しています。

（県立17校 市立1校）

※関特別支援学校と中濃特別支援学校、飛驒特別支援学校本校と高山日赤分校、長良特別支援学校と岐阜希望が丘特別支援学校はスクールバスを共用しています。

就学奨励費について

特別支援学校や特別支援学級への就学を援助するため、保護者の方に対して特別支援教育就学奨励費が支給されます。

特別支援学校と特別支援学級の区分により、世帯の収入等に応じ、就学に必要な諸経費を補助するものです。

また、通級による指導を受ける児童生徒の保護者に対しては、通級に係る通学費などを援助しています。

※平成25年度から、通常の学級に在籍し特別支援学校の就学基準に該当する児童生徒の保護者も、特別支援学級と同様の支援が受けられるようになりました。